

選考基準

規則の区分	功績事項	選考基準
<p>第二条第一号</p>	<p>学校又は児童生徒の名誉を高め学校教育の振興に特に功績があったもの (学校が関与して競技会、コンクール等に参加し表彰されたもの)</p>	<p>ア 全国的な機関又は著名な団体等の設ける教育賞等を受賞したもの イ クラブ活動等における県大会で第1位又は東海、中部地区大会等で第1位から第3位までに入賞(以下「入賞」という。)若しくは全国的な大会で入賞したもの ウ コンクール等においてその作品が県大会で第1位又は東海、中部地区大会等で入賞若しくは全国的な大会で入賞したもの(児童・生徒) エ 東海、中部地区又は全国的な学会等でその成績が特に優秀であったもの(教諭・その他職員)</p>
<p>同条第二号</p>	<p>生涯学習又はスポーツの振興に特に功績があったもの (競技会については、地域の団体、クラブ又は個人で参加し表彰されたもの)</p>	<p>ア 公民館職員として10年以上在職した者 イ 生涯学習の振興のため、教育委員会が委嘱し、ひき続き10年以上指導者としてその任にあった者 ウ 地域スポーツの振興のため、ひき続き10年以上指導者としてその任にあった者 エ 競技会等における県大会で第1位又は東海、中部地区大会等で入賞若しくは全国的な大会で入賞したもの</p>
<p>同条第三号</p>	<p>学術文化の向上に特に功績があったもの (学校が関与せず個別に表彰されたもの)</p>	<p>ア 東海、中部地区又は全国的な行事、展覧会、コンクール等でその成績が特に優秀であったもの イ 全国的な機関又は著名な団体等の設ける文化賞等を受賞したもの</p>
<p>同条第四号</p>	<p>その他委員会が表彰するのが適当であると認める行為又は功績があった者</p>	<p>ア 人命救助等善行があったもの イ その他委員会が特に表彰を必要と認めるもの</p>

※ 「入賞」とは、第1位から第3位までに入賞したものをいう。